

年金の制度間不公平とその対策について

～国民年金と厚生年金の比較～

経営学部経営学科
学籍番号 1710070205
田代幹基

目次

序章	1
①問題の所在.....	1
②本論文の課題	1
③研究の方法.....	2
④研究の対象.....	2
⑤本論文の構成	2
第1章 日本の公的年金制度.....	3
第1節 現在の年金制度の体系.....	3
第2節 年金制度の役割.....	4
第2章 国民年金の不公平性.....	6
第1節 第一号被保険者と第二号被保険者の比較.....	6
1-1 保険料・受給額における不公平性.....	6
1-2 受給額の不公平性の現状.....	7
1-3 第三号被保険者の問題	8
第2節 国民年金の空洞化とその原因	9
2-1 年金空洞化問題について.....	9
2-2 空洞化問題の原因.....	10
第3章 民主党の対策.....	13
第1節 年金一元化案とは	13
第2節 年金一元化のメリットとデメリット	14
終章 結論.....	16
第1節 まとめ	16
第2節 年金のあるべき姿	16

参考文献一覽.....	17
-------------	----

序章

① 問題の所在

少子高齢化、制度改革案、年金記録問題など、人々の年金に対する関心が高まっている中、複雑な公的年金制度をしっかりと理解している人は、未だごく僅かであるだろう。

日本の公的年金制度は、職業ごとに大きく 3 つに分立して成り立っているが、それぞれで、保険料や給付額が異なり、公平性が疑われる部分が多く存在している。特に、第一号被保険者が加入する「国民年金」と第二号被保険者の加入する「厚生年金・共済年金」においては、保険料と給付額について最も大きな不公平性が存在している。そしてそれは、自営業者やフリーター、無職者などの比較的所得の低く、生活が苦しい人々が多く存在する第一号被保険者を、より苦しくさせてしまうような、大きな問題であると感じた。

また、他にも第三号被保険者の問題や空洞化問題など、国民年金の中には様々な問題が起きていることも事実だ。特に年金空洞化を引き起こす国民年金未納者の中には、生涯年収の低い若年のフリーターや無職者が多く含まれている。そのため、若者の年金未納をこのまま放置すれば、国民皆年金のしくみが破たんするだけでなく、数十年後の将来には、老後の収入がない無年金者が社会にあふれ、老後の経済格差拡大の一因になることも考えられる。

これらの第一号被保険者における、国民年金の不公平性や問題をなくすための対策はあるのだろうか。また、こういった問題に対して民主党が掲げる対策も本当に効果があるのだろうか。

② 本論文の課題

本論文では、資料やデータに加え、制度間の不公平性が起きている現場に直接行き、自営業者とサラリーマンの生活の現状を調査することで、不公平性の実態を明らかにする。さらには、年金空洞化問題は、制度間の不公平性が大きく影響しているのではないかと仮説をたて、検証していく。そして、そういった制度間の不公平性や問題に対し、民主党はどのような対策を掲げているのか、そしてそれは有効的に機能していくのかを考え、検証する。そして、それに対する自分なりの意見や、取り上げた問題に対してのこれからの年

金のあるべき姿を見つけていきたい。

③ 研究の方法

日本の公的年金制度における国民年金について、仮説を元に様々な文献や資料によって研究を行う。また、実際に年金制度を利用し、年金を受給している人々への聞き取りにより、問題の実態を明らかにする。このように、本論文は文献と聞き取りによって調査を進めていく。

④ 研究の対象

国民年金加入者である第一号被保険者の特に自営業者と、厚生年金加入者の第二号被保険者の特にサラリーマンに対して、生活の現状を調査する。民主党の主張する年金一元化案についても調査する。

⑤ 本論文の構成

まず、第1章では日本の年金制度の役割や体系を理解する。

次に第2章では、国民年金の不公平性を明らかにする。そのために、自営業者とサラリーマンを例にとり、年金保険料のシミュレーションを行い比較する。また実際の年金受給者の方々に聞き取り調査を行い、それぞれの実態を調査する。次に、国民年金の空洞化問題の要因として不公平性が存在していることを明らかにする。

第3章では、制度間不公平性に対する民主党の対策について自分自身の考えを交えながら述べる。

終章では、まとめと、自分なりの年金のあるべき姿を述べる。

第1章 日本の公的年金制度

第1節 年金制度の役割

厚生労働省の年金局によると「年金制度は、老後生活を世代が順送りで支え合うとともに、若いうちに障害を負われたときやお亡くなりになった場合でも、本人や遺族の生活を支える重要な機能を果たすもの」¹が年金の意義とされている。

すなわち、年金の役割とは、経済的な弱者である高齢者にたいして、所得保障もしくは所得再分配を行うこと。つまり、退職後の所得を稼ぐ能力が低下した高齢者を、現在働いている世代で扶養するといったことである。

ここで、この所得の再分配について詳しく述べると、所得の再分配には「垂直的再分配」と「水平的再分配」といった2種類のものがある。1つ目の垂直再分配は、単純に、所得のある労働世帯から保険料や税を集め、所得のない老年世代への給付を行うといった、所得がある者からない者への所得の移転である。2つ目の水平的再分配とは、誰にも起こり得る共通のリスクに対して、被保険者全体で対処していくものである。例えば、様々なリスクに対して個人では十分な備えをすることができないが、そのリスクの発生に対する給付を被保険者全員で負担すれば、個人で十分に負担可能な額にすることができるといった危険の分散である。ここでいうリスクとは、死亡や障害によって所得を稼ぐ能力を失うことや退職後に所得がないことである。とくに退職後のこのリスクは、あと何年生活しなければならぬのかわからない不確実性があり、一定額の貯蓄ではこのリスクに対応できないのである。

公的年金の第二の役割として、法での強制加入により逆選択が存在しない年金保険となることで、国民の過小貯蓄を防ぐことができるといったことがあげられる。一般的に人々は、将来の消費より現在の消費を選択しがちである。なので、消費を止めて貯蓄することができない人は、貯蓄して老後に消費することよりもいま消費することが、効用が大きくなると判断し、現在にお金を使ってしまって、結果的に将来への貯蓄が不十分になってし

¹厚生労働省年金局『公的年金制度について』
www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kentokai/kentokai1/data3/shiryo3-2.pdf

まう。すると、公的扶助受けることになり社会コストが大きくなることもある。年金は、これらによって起こる老後への過小貯蓄を防止し、強制的に貯蓄を行わせることが役割の一つとしてあげられる。

第2節 現在の年金制度の体系

日本の年金制度は、1985年以前、民間サラリーマンを対象とする「厚生年金保険」、公務員や教員などを対象とする数種の「共済組合」、自営業者などを対象とする「国民年金」というようにそれぞれが分立した年金制度となっていた²。しかし、このような制度体系では、就業構造・産業構造の変化によって、財政基盤が不安定になり、長期的な安定は難しく、加入している制度により給付や負担に不公平性が生じるとの声が上がっていた。そこで、こういった不公平性をなくすために、1986年から全国民共通の「国民年金（基礎年金）」が導入され、厚生年金や共済年金は、その上乘せとして報酬比例の年金を支給する制度に再編成された。

そして、現在の体系となった年金制度の加入者は、次の3つに分けられる。

① 第一号被保険者（国民年金）

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人のうち、自営業者や農家、学生、無職などは、国民年金の第一号被保険者である。第一号被保険者の保険料は一律で、月額1万5100円（平成22年度）を各自で納める。比較的に低所得者が多い。

② 第二号被保険者（厚生年金、共済年金）

厚生年金（民間サラリーマン）、共済年金（公務員等）に加入している人は、第二号被保険者である。保険料はそれぞれの賞与と報酬額によって決定され、事業主と折半された額が賞与と毎月の給与から天引きされる。

③ 第三号被保険者（国民年金）

第二号被保険者に扶養されている配偶者は、第三号被保険者として国民年金に加入する。保険料は配偶者である第二号被保険者の加入する制度（厚生年金、共済組合）が負担するため、各自で納める必要はない。

²みずほ総合研究所『図解年金のしくみ：年金制度の問題点を理解するための論点 40』東洋経済新報社、（2006）

図にすると以下の図 1 のようになる。

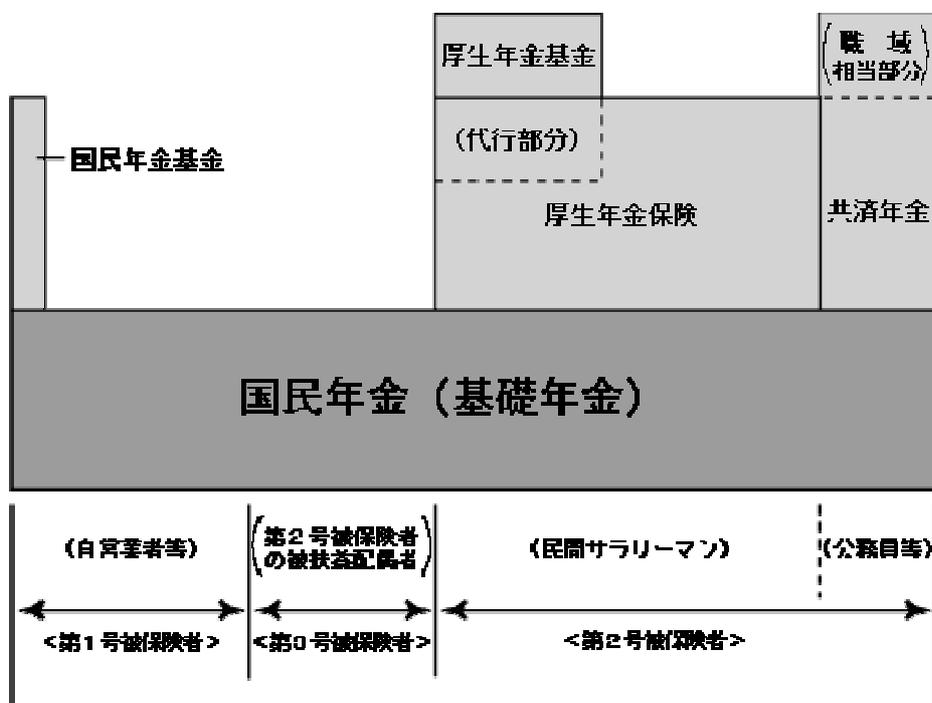


図 2 公的年金制度の体系

(出所) 社会保険庁HPより抜粋

次章では、年金制度の中でも一番多くの問題があると感じている国民年金についての様々な問題点について述べていきたい。

第2章 国民年金の不公平性

第1節 第一号被保険者と第二号被保険者の比較

1-1 保険料・受給額における不公平性

第1章の第2節で述べたように、今日の年金制度は「不公平性をなくすために再編成された年金制度」であるにもかかわらず、国民年金には多くの不公平性が存在しているのが現状である。本節では、弱者をより苦しめていくような、国民年金と厚生年金の「制度間における不公平性」について論じていく。

現在の日本では、第一号被保険者は自営業者を主とし、第二号被保険者サラリーマンを主として成り立っている。本節では、これらの代表的な2つの職業を例として取り上げ、比較していく。自営業者（第一号被保険者）とサラリーマン（第二号被保険者）の両者とも独立した生計を営まない妻を持ち、月15万円の収入があるとする。自営業者の国民年金保険料は現在、定額1万5100円で、自分と妻1万5100円+1万5100円=3万0200円を支払わなければならない³。一方、サラリーマンの場合、妻は第三号被保険者となり保険料は負担なし、自身の保険料は事業主と折半のため、本人負担分2分の1となり約1万2043円となる。つまり、同じ年収でありながら、職業が違うだけで、自営業者の家庭は保険料を3万0200円支払い、サラリーマンの家庭は1万2043円となり、自営業者の家庭は約1万8000円も多く年金保険料を支払わなければならないのである⁴。年間では約22万円となる。これらをまとめたのが下の図2である。

計 30200

計 12043

図3 保険料の比較

³ 日本年金機構『国民年金保険料額の計算方法と将来の保険料額』
http://www.nenkin.go.jp/main/individual_01/pdf/kokunen_02.pdf

⁴ 日本年金機構HP 年金額簡易試算 <http://www.nenkin.go.jp>

(出所) 日本年金機構HP『保険料額表』より作成

以上のことから、今の年金制度では、サラリーマンなどの第二号被保険者は、所得に応じて保険料が決まり、妻の保険料は免除なのに対し、自営業者などの第一号被保険者は、定額で全額自己負担といった部分が、収入が少ない人にとっては、さらに生活を苦しめるといった制度になってしまっている。また、このような不公平性は、収入の少ない若者やフリーター、無職の人々にとってはさらに大きな問題となるに違いない。

そしてこの不公平性は年金受給が始まってからも続くこととなる。前述のケースの場合、自営業者とその妻は国民年金（基礎年金）のみの加入者なので、基礎年金の部分しか受給できない。対してサラリーマンは厚生年金に加入しているので、自身と妻の基礎年金の部分に加え、上乘せの厚生年金の部分がプラスされた年金を受給することとなる。

具体的な支給額は、2011年から65歳で年金受給が始まると仮定すると、免除等なく満額納付した自営業者の場合（月収15万とする）、月額約6万5000円となる。対して同じ条件のサラリーマン（月収15万とする）は、月額約10万5000円となる。これは年間では、約50万円ほどの差ができてしまうのである⁵。

したがって、自営業者はサラリーマンよりも多くの保険料を払っているにも関わらず、将来もらえる年金受給額は少ないといった大きな不公平性が生じることがわかった。しかも妻だけを見てみると、自営業の妻の年金受給額は、保険料を支払っていないサラリーマンの妻と同じ額の年金となる。

なぜこのような不公平性が生じるのかというと、国民年金は、制度設立当初は、厚生年金と同じ位の手厚い給付を行う事を目的としていたが、制度が一度破綻してしまったため、昭和61年改革で、国民年金の給付は大幅にカットされる事となったことが原因である。

1-2 受給額の不公平性の現状

この現状を知るべく筆者は、妻のいる第一号被保険者だったS氏（年齢71歳）と、妻のいる第二号被保険者だったK氏（年齢70歳）へのインタビューを行った。

まず、S氏は親から受け継いだ居酒屋を妻と二人で経営してきて、現在は息子へ経営を任せ引退し、年金を受給している。年金受給は65歳から始まり、その額はほとんど満額であるとのことだが、夫婦合わせて13万程度であるという。引退時の年収は約400万円であった。自宅は所有物であり、家賃はかからないのだが、この額では二人で普通に生活して

⁵日本年金機構HP 年金額簡易試算 <http://www.nenkin.go.jp>

いくにはかなり厳しい額であると思う。なので、生活していくために、年金受給の他に農業によって収入を得て、それによって普通の生活を送ることができると言っていた。

次に、サラリーマンとして働き、第二号被保険者として厚生年金保険料を納めてきたK氏は、10年前に退職し、現在は年金生活を送っている。引退時の年収は約500万円だったという。60歳から年金の受給が始まり、受給額は夫婦合わせて約月々23万円程度になり、退職金もあったため住む所と食べる物には困らなく、十分な暮らしができると言っていた。このように、2人の話を聞き、第一号被保険者と第二号被保険者には大きな不公平性が存在していることを目の当たりにした。年金保険料はS氏のほうが多く払っていたにもかかわらず、受給額ではK氏の方がはるかに多いのである。家庭での金額の差にすると月10万円、年120万円とかなりの額になる。(調査年月日 2010年12月20日)

本節では、サラリーマンなど第二号被保険者の厚生・共済年金は「労使折半」であるのに対し、自営業者をはじめとする第一号被保険者の「全額自己負担」や、実際に年金を受給し始めてからの老後の「受給額の差」に大きな不公平性が生じていることが明らかになった。

1-3 第三号被保険者の問題

日本の年金制度において、自営業者や農家、学生などの国民年金のみの加入者を第一号被保険者、国民年金のほかに厚生年金や共済年金などの被用者年金加入者を第二号被保険者、第二号被保険者の被扶養の配偶者を第三号被保険者と呼んで分類していることは第一章で述べた。そして、前節では、この中で、第三号被保険者も、第一号被保険者と同じく、制度上では国民年金に加入しているが、実際は、保険料は夫の被用者年金の保険料に含まれているということになっているために本人自身は一切保険料を納めていないことを述べた。本節では、サラリーマンなどの妻である、第三号被保険者についての問題点について詳しく述べていきたい。

前述したような第三号被保険者は保険料を納めることなく給付開始年齢になれば、給付を受けることができる状況は、年金給付の受給権は個人で設計されているのに、その個人の拠出を必要としないのは保険原理と矛盾する。これが第三号被保険者の大きな問題である。まず第三号被保険者が保険料を拠出しない理由として、社会保険制度においても所得がない被扶養者には、保険料を負担する必要はないことや第二号被保険者の妻の保険料は第二号被保険者の支払う保険料から支払われているからであると主張されている。

旧制度では、サラリーマンや公務員の第二号被保険者の妻は、国民年金へは任意加入であり、加入していなければ、本人が給付を受けることができなかったが、夫が自分の年金に加え、妻の分の年金を加給年金として加算して受け取ることができた。しかし、その制度の場合、もし妻と離婚したときに、妻には年金を受け取る権利がなくなってしまい、無年金者になってしまう恐れがある。なので、制度改正により、第三号被保険者も国民年金に組み込まれ、夫は厚生年金や共済年金から、自分の年金のみを受け取り、妻は国民年金から年金を受け取るようになった。

だが、現在の日本では、時代の変化に伴い、第三号被保険者も家事のみを行う妻は減り、パートなどで働く人が増え、第三号被保険者自身も所得を稼ぐようになってきたので、保険料もある程度負担すべきであるように感じる。そもそも、第一号被保険者の世帯は夫と妻の二人分の国民年金保険料を納めないと、国民年金を二人分もらうことができないのに、第二号被保険者の世帯は、夫が厚生年金や共済年金の保険料を払うだけで、2人分の年金の給付を受け取ることができるといったことがおかしいのではないか。やはりここにも大きな不公平性が生じている。

また、厚生年金と共済年金だけで見ても、配偶者の有無にかかわらず保険料が同じなので、妻がいない場合では一人分の年金の給付しか受けられないという問題も存在しているので、第三号被保険者は、所得に応じての保険料負担をすることが望ましいと感じた。

第2節 国民年金の空洞化とその原因

2-1 年金空洞化問題について

次の問題点として年金空洞化について述べていきたい。筆者は、年金空洞化問題は制度間の不公平性が大きく影響しているのではないかと仮説を立てた。

まず、年金空洞化とは、被保険者が保険料を滞納する者が増加していくことである。なぜ国民年金で空洞化が起こるのかというと、第一号被保険者は厚生年金や共済年金に加入している第二号被保険者と違って、「保険料を自ら納めるという形」をとっているからである。空洞化が進むことにより、社会全体の助け合いという理念が失われ、年金への不信感や、被保険者同士の「みんな納めてないなら自分も」といったような、負の連鎖が生まれてしまうだろう。さらに、保険料を支払わなかったために年金を受給できない高齢者の無年金者が増加してしまう。

下の図 3 は平成 17 年から平成 21 年までの保険料の納付率の推移を表したものである。保険料の納付率は年々下降傾向にあり、平成 21 年では 60%と、半数近くしか保険料を納めていない。未納率にすると 40%であり、第一号被保険者数が約 1900 万人なので、単純計算でも滞納者は、約 760 万人にもなり、その滞納額は年間約 1.4 兆円にもなるのだ。

図 4 納付率の推移

(出所) 厚生労働省ホームページ『国民年金保険料の納付率について』『国民年金の加入・納付状況』より作成。

2-2 空洞化問題の原因

次に、国民年金の保険料未納者はなぜ年金を払わないのかについて見ていきたい。下の図 3 は、社会保険庁が、なぜ保険料を納めないのかを、第一号被保険者にアンケートをとった結果である。「うっかりして忘れた」といった割合が 1.8%とかなり低いことから、未納者のほとんどが確信的な行動であることが分かる。群を抜いて多いのが「保険料が高く経済的に支払うのが困難」といった理由である。前述したように、国民年金の保険料は、厚生年金などの労使折半と違い、「全額自己負担」である。第一号被保険者は、自営業者の他、農家、学生、フリーター、ニートなど、サラリーマンや公務員などよりも、経済的に生活が苦しい人が多い中、「全額自己負担」といった点が大きく影響しているのではないか。

そして、次に多いのが「年金の将来が不安」や「社会保険庁が信用できない」（現在は社会保険庁ではなく、日本年金機構が年金制度を運営している）といったような、年金制度自体や運営する側に対しての不満である。記憶に新しい問題で、年金記録問題があった。他にも民主党の消費税による年金財源確保や、少子高齢化による若者の負担の増大、年金受給開始の延長案など、年金制度に対して国民の様々な不安要素があるのも事実だ。

図 5 保険料を納めなかった理由

（出所）社会保険庁『年国民年金被保険者実態調査』より作成

次に、納付率を年代別に見ていきたい。下の図 5 によると、若年層になればなるほど納付率は低くなり、56 歳～59 歳が 73.3%なのに対し、もっとも低い 24 歳～29 歳では 47.1%と 26%も差がある。

その理由としてまず、若い人は老後の生活についてまだ真剣に考えていないので、年金制度そのものに関心がないが、老後が近づくにつれ、年金への関心、理解が深まり納付率が上昇していくことが考えられるだろう。

また、図 4 の未納の理由で、年金制度自体への不安が多かったように、高齢層よりも若

者のほうが年金に不安を持っていることも読み取れる。現在の日本は少子高齢化が進み、年金受給者に対する納付者の負担が大きくなりすぎている。なので、特に若者たちは保険料を払い続けても、老後になって年金制度が公正に機能しているのか、十分な給付がうけられるのかといった不安を持つのだろう。このように若い世代で年金不信が広まり、それが空洞化を引き起こし、さらにそれが年金不信の要因になることに加え、図 4 でもあるように、「自分以外も保険料を納めていない人がいるから自分も納めない」、といった負の連鎖が起こっているのかもしれない。

さらに、筆者が 1 番の原因と考えるのは、図 4 で、未納者の 67%ほどもあった「保険料が高く経済的に支払うのが困難」といった理由である。そもそも若年層は高齢層よりも所得が低いのが一般的だ。それにもかかわらず、第一号被保険者所得に関係なく保険料が定額の「全額自己負担」であることが、特に若年層の中で特に影響していることは明らかである。

図 6 年代別の納付率

(出所) 厚生労働省『平成 21 年度の国民年金の加入・納付状況』より作成

以上のことから、筆者は、第一号被保険者の制度間における不公平性が、年金空洞化問題を引き起こしている一番の要因であると考えた。現在の年金制度では、国民皆年金とし

て全国民を第一号、第二号、第三号と、3つに振り分けているが、それぞれ負担や給付の方法、金額は大きく異なっており、よく耳にする「国民共通の基礎年金」といったような共通性は全く感じられない。負担と給付が異なる以上、被保険者の振り分けが適切でなければ、大きく損をする人、保険料を納められない年金未納者が生まれてきてしまう。また、年金制度に対する不信感や不満も生まれ、意図的な未納者も増えそれが負の連鎖を生んでいるのであろう。

第3章 民主党の対策

第1節 年金一元化案とは

本章では今まで述べてきた、年金の制度間の不公平性を解決する方策のひとつとして期待されている民主党の公的年金の一元化について、本当に有効な手段なのかを検証していきたい。

前述したように、日本の年金制度では、自営業者等の第一号被保険者とサラリーマン等の第二号被保険者の不公平性が存在している。自営業者の立場かみると、所得水準にかかわらずサラリーマンよりも高い保険料を納めているのにもかかわらず、老後の最低生活を保障するのはサラリーマンよりも安い国民年金のみしか存在せず、不公平性である。公的年金の完全な一元化が実現すれば、これらの不満は解消されることになると言われている。

現在の日本の政権を握る民主党が提唱する年金一元化案は「全国民を対象とする所得比例の年金制度の一元化を行う。全額税による最低保障年金を創設し、現行の国庫負担分に加えて、年金目的消費税の導入で対応する。所得比例年金については、保険料率を15%以下とする。また、所得把握のため納税者番号制を導入する。」⁶といったものである。この案の大きな改革のポイントは、以下の3つである

- (1) 国民年金、厚生年金、共済年金といった3つの制度は廃止し、最低保障年金と所得比例年金の2階建ての年金へ一元化する。その際の年金支給額は最低保障年金(7万円) + 所得比例年金とする。
- (2) 最低保障年金(7万円)は、全額を消費税でまかない、当分は増税もしない。また、歳入庁を作り、保険料と税金を一つの組織で徴収し、自営業者等の所得把握のため納税者番号制を

⁶中川秀空『基礎年金の財源と年金一元化問題』国立国会図書館(2005)

導入する。

- (3) 所得比例部分は、パートでもアルバイトで自営業でも所得のある人は必ず所得比例部分の社会保険料を支払う。

このように、民主党の一元化案は、今までの複雑な年金制度から、透明性の高いシンプルなものになっている。

第2節 年金一元化のメリットとデメリット

次に、年金一元化を行うにあたってのメリットとデメリットについて考えていきたい。まずメリットを考えてみる。

- (1) 同一所得、同一負担の分かりやすい制度となり、保険料や受給額の不公平性のほとんどがなくなる。
- (2) 国民にとっては負担と給付の関係が明確になり、年金を払った人は必ず「最低保証額+払った分」をもらえる。
- (3) 最低保障年金部分を消費税によって賄うので、未納者が生じなくなり、空洞化問題もなくなる。
- (4) 社会保険庁は国税庁と一体化して、国税庁の持つ所得情報と所得税徴収のインフラを通じて社会保険料を徴収するような組織の一本化ができれば、行政コストや、窓口が複数あることによる国民側の納税コストと徴収コストを削減することができる。

このように、一元化が実現すれば、制度間の不公平性や、年金空洞化問題までが解決できるであろう。しかし一元化はこのようなメリットばかりなのだろうか。

次にデメリットや問題点について考えていく。

- (1) 所得比例年金の保険料率はマニフェストに記されていないが、これまでの説明では一律15%で、会社員は現在と同様の労使折半だが自営業者はまたしても「全額自己負担」となるのである。なので、所得比例年金の部分だけにはあるが、少しの不公平性が生じてしまう。しかし、所得の低い層ではほとんど不公平性はないので、現行制度に比べれば大幅に改善されることになるのは明らかだ。
- (2) 所得比例年金について、会社員の給与等はこれまでも管理されているので問題ないが、自営業者一人一人の所得を正確に把握して年金制度に盛り込む作業は、かなりの困難が

予想される。なので、逆に自営業者の第一号被保険者が所得申告を偽る可能性が出てきてしまう。しかし、保険料を納めなかった分、受給額も減るので、不公平性は小さい。

(3) (2) の問題をなくすために、税制と社会保障共通の番号制度を導入することを提案しているが、新制度への完全移行には 20~40 年かかると言われている。

これらのように、年金一元化には、メリットの他、様々なデメリット、問題点も挙げられる。しかし現行制度に比べ、その問題点は少なく、筆者が一番大きな問題と考えていた「国民年金の不公平性」は大きく改善されている。この一元化が実現すれば、空洞化問題の解決、年金制度の複雑さや不透明さもなくなり、不信感や不満もなくなるのではないかと考えた。

終章では、まとめと筆者のこれからの年金のあるべき姿について述べていきたい。

終章 結論

第1節 まとめ

これまで、サラリーマンなど第二号被保険者の厚生・共済年金は「労使折半」であるのに対し、自営業者をはじめとする第一号被保険者の「全額自己負担」や、実際に年金を受給し始めてからの老後の「受給額の差」に大きな不公平性が生じていることを明らかにしてきた。そして、この不公正は、特に所得の低い層に対して、さらに生活を圧迫するような制度になってしまっているのだ。そういったことから、国民年金の空洞化問題は様々な要因がある中、一番大きなものはこの不公平性であると感じている。そういった不公平性を解決するものの一つとして、民主党の掲げる年金一元化を取り上げた。年金一元化には様々なメリットもあるが、デメリットも存在している。しかし、制度間の不公平性をなくすためには、実現しなくてはならない制度であると感じた。

次節では、筆者の考えるこれからの年金制度がどうあるべきかを述べていきたい。

第2節 年金のあるべき姿

不公平性のない、皆が平等な年金制度というものは、結局のところ、就業の内容や所得の種類によって差をつけない年金制度であるしかない。例えば、自営業者に対し正規雇用労働者などと分類するのではなく、全ての公的年金制度を同じものとし、全ての所得に対し、全く同じ率で保険料を定め、納めた保険料に応じて年金を給付するといった形である。現在の日本では、経済の成長も低迷し、所得の多い人もいれば無職の人もいる。そして、その誰もが老後の貯蓄を必要としているため、無年金者を出すことは決して望ましくない。しかし先にあげた完全平等な年金制度では、所得のない者は年金を受け取ることができなくなってしまう。なので、必ずしもすべてが平等であるということが最善ではないのかもしれない。この問題の解決策としては、民主党の一元化案にもある、誰でも必ずもらえる最低保証の定額部分である。つまり筆者の考える年金のあるべき姿は、年金制度の一元化に加え、最低保障の定額部分をつくり、サラリーマンや公務員等の保険料の労使折半をなくし、全てが同じ率での保険料を納める年金制度である。なので、筆者の考える年金制度と民主党の掲げる年金一元化案は、限りなく近い。しかし、民主党の年金一元化案には様々な意見、批判も多い。ただ、「弱者をより苦しめるような不公平性」はあってはならないも

のであり、それが早くなくなるべく、民主党には年金改革を進めて行ってほしいと思う。

参考文献一覧

上村敏之『公的年金と財源の経済学』日本経済新聞出版社（2009）

駒村康平『年金はどうなる』岩波書店（2003）

西沢和彦『年金制度は誰のもの』日本経済新聞出版社（2008）

大竹文雄『こんなに使える経済学～肥満から出世まで』ちくま新書厚生労働省（2008）

一圓光彌『社会保障論』誠信書房（2002）

みずほ総合研究所『図解年金のしくみ：年金制度の問題点を理解するための論点40』東洋経済新報社（2006）

橘木俊詔『消費税15%による年金改革』東洋経済新報社（2005）

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 年金局 年金財政HP

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/index.html>

日本年金機構HP

<http://www.nenkin.go.jp/>

社会保険庁HP

<http://www.sia.go.jp/>